

第3章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

第5期プランでは、「誰もが互いに認め合い いきいきと活躍できるまちをめざして」を基本理念として、本市における男女共同参画社会の実現を目指して取組を進めていきます。

誰もが互いに認め合い いきいきと活躍できるまちをめざして

2 基本目標

本プランは、基本理念を踏まえ、次の3つの基本目標を設定し、各施策を総合的かつ計画的に推進します。

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

政策や方針決定過程における女性の更なる参画拡大に向けて、女性登用促進、人材育成、就業支援など、あらゆる分野において女性が参画していくための施策を推進します。また、地域や職場、家庭における男女共同参画の更なる推進に向けて、意識の啓発や学習機会の提供に努めます。

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消に努めます。また、制度・慣行の見直しと意識改革、就業環境の整備、両立支援の充実など、多様な働き方を実現するための環境づくりに取り組みます。

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

男女の人権が尊重され、安心して暮らせる社会の実現のために、女性に対する暴力の根絶、生涯を通じた健康支援、性的マイノリティへの理解促進など、安全・安心な暮らしを実現するための基盤の整備に取り組みます。また、ひとり親世帯、高齢者や障がいのある人など生活上の困難を抱える人への支援を含め、誰もが安心して暮らせるための環境整備を推進します。さらに、防災において男女共同参画の視点を十分に反映し、緊急時における安全・安心の確保に努めます。

3 施策の体系

| 基本理念 | 基本目標 | 施策の方向 | 具体的な施策 |
|---------------------------------|------------------------------------|-----------------------------|--|
| 誰もが互いに認め合い いきいきと活躍できるまちをめざして | 基本目標Ⅰ あらゆる分野における 女性の参画拡大 | 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | (1) 審議会等への女性の参画促進 P27 (2) 役職等への女性の登用推進 P27 (3) 市政への女性の参画促進 P28 |
| | | 2 女性の能力開発(エンパワメント)と経済的自立の推進 | (1) 女性の能力開発(エンパワメント)と経済的自立の推進 P28 |
| | | 3 家庭や地域社会における男女共同参画の推進 | (1) 家庭や地域社会における男女共同参画の推進 P29 |
| | 基本目標Ⅱ 誰もが能力を發揮し、多様な働き方ができる環境づくり | 1 雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進 | (1) 雇用環境の整備に向けた取組の推進 P31 (2) ワーク・ライフ・バランスの推進 P32 |
| | | 2 男女共同参画の視点に立った支援の充実 | (1) 子育て支援の充実 P32 (2) 介護サービスの充実 P33 |
| | | 3 制度・慣行の見直しと意識改革に向けた普及啓発の推進 | (1) 男女共同参画への理解の促進 P34 (2) 男女共同参画に関する周知・啓発 P35 |
| | | 4 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 | (1) 学校等における男女平等教育の推進 P36 (2) 多様な学習機会の充実 P36 |
| | 基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現 | 1 互いの人権を尊重する社会の推進 | (1) 人権が尊重される社会づくり P38 (2) 性的マイノリティ(LGBTQ+)への理解促進 P38 |
| | | 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者支援 | (1) DV等の防止 P40 (2) 相談支援体制の充実 P40 (3) 被害者に向けた支援の充実 P41 |
| | | 3 生涯を通じた健康づくりの推進 | (1) 生涯を通じた健康支援 P42 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援 P42 |
| | | 4 誰もが安心して暮らせる生活基盤の整備 | (1) ひとり親家庭の生活安定と自立支援 P43 (2) 貧困や高齢、障がい等により困難を抱える人への支援 P44 |
| | | 5 防災における男女共同参画の推進 | (1) 防災における男女共同参画の推進 P45 |